

登米市「週休2日工事」実施要領の一部改正について

1. 概要

令和6年4月より改正労働基準法に基づく罰則付き時間外労働規制が建設業に適用されたことに伴い、本市においても令和6年4月1日から原則として全ての工事を週休2日対象工事としてきたところです。

今回、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に準拠し、工事成績考査における加点評価項目を見直すとともに、通期の週休2日が標準化されたことを踏まえ、週休2日制の確保を目的としたアンケート調査を廃止するため、本市実施要領の一部改正を行うものです。

2. 実施要領の一部改正について

- 1) 工事成績考査における加点評価項目を宮城県に準拠するため見直しを行う。
- 2) 登米市「週休2日工事」アンケート調査を廃止する。
- 3) 適用年月日は、令和7年4月1日とする。

3. 対象工事について（改正なし）

- 1) 原則として、登米市が発注する全ての工事を対象とする。
※営繕工事については、国土交通省大臣官房官庁営繕部「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」に準拠する。
※農林土木工事については、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領に準拠する。
- 2) 応急仮復旧工事など緊急の工事は対象外とする。
- 3) その他、週休2日工事に適さないと判断される工事は対象外とする。
(実作業期間が7日未満など)